障がい者スポーツパワーアップ支援事業費補助金　事務手続きの流れ～

県

① 募集

③ 補助金交付内示

○提出された協議書と収支予算書を審査。
○適当と認められれば、交付内示額を各競技チームへ通知

⑤ 補助金交付決定

○提出された申請書と収支予算書を審査。
○適当と認められれば、交付決定額を各競技チームへ通知

⑦ 変更交付決定

○提出された変更承認申請書と変更収支予算書を審査。
○適当と認められれば、変更交付決定額を各競技チームへ通知

⑨ 確定通知書

○提出された事業実績報告書等を審査。
○適当と認められれば、各競技チームへ補助金額の決定通知

⑪ 補助金の支出

入金予定日を各競技チームへ通知

要綱第10条の事前着手届を提出し、認められた場合のみ補助

原則、補助金交付決定後の各競技団体の事業について補助

各競技団体

② 申請

○協議書と収支予算書を提出
【提出期限】
①パワーアップ支援
基礎補助：　R3.5.14（金）
成果連動：　R3.7.30（金）

④ 補助金申請

○交付申請書と収支予算書を提出　<u>※交付内示後速やかに</u>

⑥ 事業の変更承認申請

○以下のいずれかに該当する場合、変更承認申請書と変更収支予算書を提出
①補助事業の重要な内容の変更
②配分した経費の区分ごとの20%を超える変更
③補助金額の変更

⑧ 事業実績報告

○事業終了後、速やかに実績報告書等を提出

⑩ 精算払請求書

○金額確定通知を受理後、速やかに提出

※特別な理由がある場合、交付決定後、概算払を請求することも可能。
※確認書の提出は不要。